

## (旧)認定制度規定・細則・審査基準

### 規程

#### 第 1 章 総 則

##### (目的・名称)

##### 第 1 条

日本放射線腫瘍学会(以下「本会」)は定款第 5 条に基づき、放射線治療に携わる医師および技師の専門知識と技能の向上ならびに治療施設の充実を図り、もって国民の福祉に貢献することを目的として、日本放射線腫瘍学会認定制度を制定する。

2. 前項の制度において日本放射線腫瘍学会認定医(英文名「Board Certified Fellow of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定医)、同認定放射線治療技師(英文名「Board Certified Radiotherapy Technologist of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定技師)、同認定施設(英文名「Board Certified Institution of the Japanese Society for Therapeutic Radiology and Oncology」以下、認定施設)を認定する。

##### (運用機関)

##### 第 2 条

本会は制度の維持と運用にあたるため、日本放射線腫瘍学会認定制度委員会をおく。

2. 制度の円滑な運用を図るため、前項の下部組織として認定医小委員会、認定技師小委員会、施設認定小委員会をおく。

#### 第 2 章 認定制度委員会

##### (認定制度委員会の構成)

##### 第 3 条

認定制度委員会は以下の各項の委員をもって構成する。

- (1) 理事会において選出された担当理事
  - (2) 担当理事が推薦し、理事長が委嘱した各小委員会委員長
  - (3) 担当理事が推薦した候補者の中から理事長が委嘱した委員
2. 委員会に委員長および副委員長をおく。委員長は担当理事をもって当てる。副委員長は委員長が指名する。

##### (認定制度委員会の業務)

##### 第 4 条

委員会は以下の業務を行うとともに、小委員会の活動を指揮、総理する。

(1) 認定取り消しの審査

(2) その他、認定制度の運用に必要な業務

(認定制度委員会の運営)

第 5 条

委員長は委員会を招集し、業務を統括する。

2. 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。

### 第 3 章 認定小委員会

(小委員会の構成)

第 6 条

各小委員会は以下の各項の委員をもって構成する。

(1) 委員は各委員長が推薦した候補者の中から認定制度委員会委員長が委嘱する。

(2) 小委員会に委員長および副委員長をおく。副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(小委員会の業務)

第 7 条

各小委員会は認定制度施行細則に定める業務を行い、内容を認定制度委員会に報告する。

### 第 4 章 認定医

(認定医の認定)

第 8 条

本会は第 9 条に定める資格を有し、認定制度委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て認定医として認定する。

(認定医の申請資格)

第 9 条

認定医を申請する者(以下「申請者」)は以下の資格を要する。

(1) 医師の免許を有すること。

(2) 通算 7 年以上、本会会員であること。但し、日本放射線学会の放射線科専門医の二次試験を「放射線治療」で受験し合格した者は、通算 5

年以上、本会会員であること。

- (3) 通算 5 年以上の放射線治療に関する研修を終えていること。
- (4) 申請時から遡って 5 年以内に第 11 条に掲げる単位を 20 単位以上取得していること。
- (5) 過去 7 年以内に、学会あるいは研究会における筆頭発表者として放射線治療に関する演題、または筆頭演者としての放射線治療に関する論文のいずれかの業績を有すること。

#### (認定医の資格喪失)

#### 第 16 条

認定医は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。

- (1) 認定医を辞退したとき。
- (2) 認定日あるいは更新日から 5 年を経過したとき。
- (3) 本学会の会員資格を喪失したとき。
- (4) その他、認定医として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

### 第 5 章 認定技師

#### (認定技師の認定)

#### 第 17 条

本会は第 18 条に定める資格を有し、認定制度委員会が適格と判定した者を理事会の議を経て認定技師として認定する。

#### (認定技師の申請資格)

#### 第 18 条

認定技師を申請する者は以下の資格を要する。

- (1) 診療放射線技師の免許を有すること。
- (2) 通算 5 年以上、本会会員または准会員であること。
- (3) 通算 5 年以上の放射線治療に関する診療業務を行っていること。
- (4) 申請時から遡って 5 年以内に第 19 条に掲げる単位を 20 単位以上取得していること

(5) 第 20 条に定める資格認定試験の受験申請をすること。

(6) 放射線治療に関する業績を有することが望ましい。

(認定技師の資格喪失)

第 26 条

認定技師は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。

(1) 認定技師を辞退したとき。

(2) 認定日あるいは資格更新の日から 5 年を経過したとき。

(3) 本会の会員資格および准会員資格を喪失したとき。

(4) その他、認定技師として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

## 第 6 章 資産および会計

(認定施設)

第 27 条

本会は細則に定める条件を満たし、認定制度委員会の予備審査を経て認定制度委員会が適格と判定した施設に理事会の議を経て認定証を交付する。認定は 4 年毎に更新する。

第 30 条

認定施設は以下の各号の事由により認定資格を喪失する。

(1) 認定施設の認定を辞退したとき。

(2) 認定日あるいは更新日から 4 年を経過したとき。

(4) その他、認定施設として適格性を欠くと認定制度委員会が認めたとき。

## 第 7 章 改 廃

第 31 条

本規程の改廃は理事会が行う。

## 第 8 章 付 則

第 32 条

本規程のうち第 4 章認定医の第 9 条、第 10 条、第 11 条については、認定施設の認定に関する制度が施行されるまで暫定規程とする。

## 第 33 条

本規程は平成 10 年 11 月 20 日から施行する。

付則

1. 平成 13 年 11 月 21 日一部改訂
2. 平成 14 年 11 月 21 日一部改訂
3. 平成 15 年 11 月 22 日一部改訂
4. 平成 16 年 11 月 16 日一部改訂
5. 平成 20 年 4 月 4 日一部改訂
6. 平成 22 年 11 月 18 日一部改訂
7. 本規程は、平成 25 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。

## 細則

### 第 1 章 総 則

(目的・名称)

第 1 条

日本放射線腫瘍学会認定制度規程の施行にあたり、規程に定められた以外の事項については本施行細則(以下、細則という)に従うものとする。

### 第 2 章 認定制度委員会

(認定制度委員会の業務)

第 2 条

認定制度委員会は規程に定めるものの他、本制度の業務に必要な事項を審議する。

2. 認定医認定、認定技師認定、並びに認定施設に関する要項を定め、本会会誌などによって会員に公告する。

### 第 3 章 認定制度小委員会

(認定医小委員会の業務)

第 3 条

認定医小委員会は以下の業務を行う。

- (1) 認定医の認定取り消しに関する予備審査。
- (2) その他、認定医制度に関する検討。

**(認定技師小委員会の業務)**

**第 4 条**

認定技師小委員会は以下の業務を行う。

- (1) 認定技師の認定取り消しに関する予備審査
- (2) その他、認定技師制度に関する検討

**(認定施設小委員会の業務)**

**第 5 条**

認定施設小委員会は以下の業務を行う。

- (1) 認定施設の認定取り消しに関する予備審査。
- (2) その他、認定施設制度に関する検討。

**第 4 章 認定医の認定**

**(認定医の審査と認定)**

**第 6 条**

認定医の審査は、書類によって行う。

**第 5 章 認定技師の認定**

**(認定技師の審査と認定)**

**第 9 条**

認定技師の審査は、書類によって行う。

**第 6 章 認定施設の認定**

**(認定施設の審査と認定)**

**第 13 条**

認定施設の審査は、書類によって行う。

2. 認定施設の審査基準については別に定める。

**第 6 章 補足**

**第 1 条**

放射線腫瘍学会の施設認定は、(1)認定施設、(2)準認定施設、(3)認定協力施設、の 3 種類とする。

**第 2 条**

## 認定施設

認定施設とは、実際の研修期間の内 5 年まではその期間を認定医申請に必要な 5 年の研修期間(以下、「認定研修期間」)に算入できる施設をいう。

認定施設は以下の 3 項(第 1 項、第 2 項、第 3 項)から認定制度委員会で検討し決定する。

### 第 1 項 専任スタッフ

- (1) 放射線腫瘍学会認定医 1 名が常勤し、かつ、放射線治療を専任とする医師とあわせ 2 名以上が勤務し、放射線治療についての十分な指導體制が整っていること。
- (2) 常勤の放射線治療専門の診療放射線技師が 1 名以上いること。
- (3) 放射線品質管理機構の定める放射線治療担当の医学物理士、ないし放射線品質管理士が常勤していること。

注:放射線品質管理士数が充足するまでは努力目標とする。

### 第 2 項 教育

放射線腫瘍医が関係する院内の症例検討会やセミナーなどで定期的に週 1 回以上行なわれているものが、少なくとも 2 つ以上あること。

#### 施設、設備、治療内容

- (1) 診療組織  
診療組織に病理部門があり病理医と密接な連携がとれること。
- (2) 放射線治療装置:以下の(a)~(d)の項目にある装置が全てそろっていること。
  - (a) 外部照射装置は高エネルギー放射線治療装置(コバルト遠隔治療装置は除く)を 1 台以上有すること。
  - (b) CT シミュレータ、または X 線シミュレータが備わっていること。
  - (c) 線量分布作成用の専用治療計画装置を有していること。
  - (d) 密封小線源治療が可能なこと。

- (3) 線量の校正: 以下の(a)と(b)の項目を満たしていること。
- (a) 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計の校正を少なくとも2年に1回以上受けていること。
  - (b) リファレンス線量計による治療装置の精度管理を、少なくとも1月に1回以上行なっていること。
- (4) 放射線治療患者数と放射線治療内容  
以下の(a)を満足し、さらに(b)または(c)のいずれかであること。
- (a) 新規症例の密封小線源治療(腔内照射、組織内照射)が年間10例以上行なわれていること。
  - (b) 外部照射の治療患者数(新規症例)が年間300例以上で、その内容が著しく偏っていないこと。
  - (c) 外部照射の治療患者数(新規症例)が年間200例以上、300例未満であるが、別記の項目条件iからvまでの3つ以上を満足していること。
- 別記項目の条件
- 術中照射を年間5例以上行なっている。
  - 定位放射線照射を年間5例以上行なっている。
  - 全身照射を年間5例以上行なっている。
  - 温熱療法を年間5例以上行なっている。
  - 放射線治療患者用の病床を10床以上有し、治療患者の全身管理を主治医として行なっている。
- (5) データベースの整備
- (a) 放射線治療患者の病歴管理がきちんと行なわれ、データベースとして利用できること。
  - (b) 放射線腫瘍学会のデータベース委員会の構造調査に協力していること。

### 第3条

#### 準認定施設

準認定施設は、認定施設条件のうち密封小線源治療の条件のみが欠ける施設Aと他の放射線治療施



設では不可能な特殊な放射線治療が行われている施設 S より成る。

認定研修期間に算入できる研修期間は A と S で別々に定める。

準認定施設 A: 準認定施設 A にあつては、実際の研修期間の内 4 年 9 ヶ月まではその期間を認定研修期間に算入できる。認定医申請には、認定施設または密封小線源治療を年間 10 例以上実施している認定協力施設で 3 ヶ月以上の追加研修を受け 5 年の認定研修期間を満たすか、あるいは、密封小線源治療の症例数が通算 50 例に達するまでの期間、研修を受けねばならない。

準認定施設 S: 準認定施設 S においては年間の治療患者数を規定しない。

準認定施設 S にあつては、実際の研修期間の内 3 年まではその期間を認定研修期間に算入できる。認定医申請には認定施設での 2 年以上の研修を受け 5 年の認定研修期間を満たさねばならない。

#### 第 4 条

##### 認定協力施設

外部照射の治療患者数(新規症例)が年間 100 例以上 200 例未満の施設では、認定制度委員会が以下の 2 項(第 1 項、第 2 項)を検討し、認定協力施設とすることができる。認定協力施設にあつては、実際の研修期間の内 3 年まではその期間を認定研修期間に算入できる。認定医申請には認定施設で 2 年以上の研修を受け、5 年の認定研修期間を満たさねばならない。但し、その認定協力施設が年間 10 例以上の密封小線源治療を実施している施設であつて、3 ヶ月以上の研修を受けた場合には、追加研修の施設を準認定施設で替えることができる。

##### 第 1 項 専任スタッフ

放射線腫瘍学会認定医である常勤の放射線治療医が 1 名以上いること。

##### 第 2 項 施設、設備

(1) 放射線治療装置: 以下の(a)～(c)の項目にある装置がそろっていること。

(a) 外部照射装置は高エネルギー放射線治療装置(コバルト遠隔治療装置は除く)を 1 台以上有すること。

(b) CT シミュレータ、または X 線シミュレータが備わっていること。

(c) 線量分布作成用のコンピュータを有していること。

(2) 線量計の校正: 医療用線量標準センターによるリファレンス線量計の校正をすくなくとも 2 年に 1 回以上受けていること。

#### 第 5 条

##### 認定施設の調査

認定制度委員会は申請施設が認定基準に適合しているか否かについて施設認定申請時に実地調査を

行なうことができる。また、施設認定後も必要に応じて施設の整備および修練の状況を実地調査することができる。

認定制度委員会は、調査の結果、規準を満たしていない施設の施設認定を取り消すことができる。

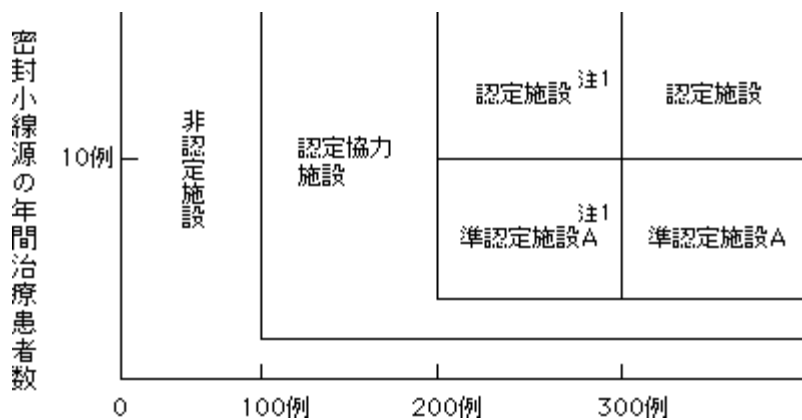
付図表

施設認定条件と治療患者数ならびに 5 年の認定研修期間を満たす条件の関係

認定施設、準認定施設、認定協力施設の外部照射患者数と密封小線源治療患者数の基準は以下の模式図のとおりとする。

施設分類毎の 5 年の認定研修期間を満たす条件は下記の表のとおりとする。

模式図：治療患者数と施設認定の関係



外部照射の年間治療患者数

注 1: 別記認定条件〔第 2 条第 3 項(4)-(c)〕の 5 項目中 3 項目満たしていること。

注 2: 準認定施設 S は治療患者数を規定しない。

表：施設分類と 5 年の認定研修期間を満たす条件

施設分類	研修期間* + (必須追加研修)
認定施設	5 年
準認定施設 A	4 年 9 ヶ月 + (認定施設または年間 10 例以上の密封小線源治療を実施している認定協力施設での 3 ヶ月間の研修) 密封小線源治療患者数が 50 症例に達する期間
準認定施設 S	3 年 + (認定施設での 2 年間の研修)
認定協力施設	3 年 + (認定施設での 2 年間の研修) 年間 10 例以上の密封小線源治療を実施している

	施設の場合、3ヶ月間の研修+(準認定施設 A での 4 年 9 ヶ月の研修)
--	----------------------------------------

\*認定研修期間に算入可能な最長期間

## 第 7 章 改 廃

(改廃)

### 第 14 条

この細則の改廃は、認定制度小委員会、認定制度委員会、並びに理事会の議を経て行うことができる。

## 第 8 章 附 則

(附則)

### 第 15 条

本細則は平成 10 年 11 月 20 日から施行する。

平成 13 年 11 月 21 日 一部改訂

平成 14 年 11 月 21 日 一部改訂

平成 18 年 4 月 7 日 一部改訂

平成 22 年 11 月 18 日 一部改訂

本細則は、平成 25 年 8 月 31 日限り、その効力を失う。